
平成 2 4 年 第2回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 4 年 4 月 1 9 日

上富良野町議会

目 次

第1号（4月19日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	2
○開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 専決処分報告の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)	2
○日程第 4 上富良野西小学校体育館耐震改修工事(建築主体工事)請負契約 締結の件	3
○閉 会 宣 告	5

平成24年第2回臨時会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成24年4月19日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 4月19日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
第 4 議案第1号 上富良野西小学校体育館耐震改修工事（建築主体工事）請負契約締結の件
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐川典子君 | 2番 | 小野忠君 |
| 3番 | 村上和子君 | 4番 | 米沢義英君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 徳武良弘君 |
| 7番 | 中村有秀君 | 8番 | 谷忠君 |
| 9番 | 岩崎治男君 | 10番 | 一色美秀君 |
| 11番 | 今村辰義君 | 12番 | 岡本康裕君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 会計管理者 | 中田繁利君 | 教育長 | 北川雅一君 |
| 総務課長 | 田中利幸君 | 町民生活課長 | 北川和宏君 |
| 建設水道課長 | 北向一博君 | 教育振興課長 | 服部久和君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 野崎孝信君 | 次長 | 藤田敏明君 |
| 主事 | 新井沙季君 | | |

午前9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成24年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。今臨時会は4月16日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の2件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 岡本康裕君

13番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 報告第1号専決処分報告の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)の報告を行います。

町民生活課長。

○町民生活課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました、報告第1号専決処分報告の件につきまして、ご説明申し上げます。

国におけます平成24年度の税制改正法案の成立が、平成24年3月末になりますことから3月定例議会におきまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきましたが、今年度につきましては、税制改正法案が3月30日参議院におきまして可決され、同法案が成立し、3月31日公布されましたので、直ちに改正条例の公布をする必要があるため、平成24年4月1日に上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

この税制改正は、地方税に関し、土地に係る固定資産税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものであります。

今回の上富良野町税条例の一部改正につきまして、その主な改正点をご説明申し上げます。

1点目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長であります。

2点目は、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の導入であります。

3点目は、幼稚園、図書館、博物館を設置する一定の一般社団・財団法人に係る固定資産税の非課税措置の追加であります。

以上が主な改正点であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

1 処分事項 上富良野町税条例の一部を改正する条例。

次のページを、お開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

1 上富良野町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成24年4月1日 上富良野町長 向山富夫

次の1ページを、ご覧願います。

上富良野町税条例の一部を改正する条例

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条をおって、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

第36条の2は、年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続きの簡素化を図るものであります。

第54条は、地方税法施行規則の改正による条文の整理であります。

附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置が導入され、既存の固定資産税の課税標準額の特例措置2件について、適用期限が延長され、課税標準の特例割合を法律で定める範囲内において、条例で定めるものであります。

附則第10条の3は、附則第10条の2の追加による条の繰り下げ及び地方税法施行規則の改正による条文の整理であります。

附則第11条及び附則第11条の2は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長による条文の整理であります。

附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例について、商業地等に係る負担調整措置を3年延長するものであります。また、住宅用地に係る負担調整措置について、措置特例を廃止するものであります。

附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例について、負担調整措置を3年延長するものであります。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について、3年延長するものであります。

附則第21条の2は、幼稚園、図書館、博物館を設置する一定の一般社団・財団法人に係る固定資産税の非課税措置の追加により、固定資産税の特例の適用の申告について定めるものであります。

次に2ページを、お聞き願います。

附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものであります。

次の3ページを、ご覧願います。

附則第23条は、地方税法の改正による条文の整理及び追加であります。

改正附則第1条は、原則として、平成24年4月1日から施行することとなりますが、適用施行期日を別に定めている項目については、その施行期日を適用するものであります。

また、第2条は、町民税に関する経過措置を、第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定しているものであります。

次に5ページを、お聞き願います。

第4条関係であります。

上富良野町国民健康保険税条例の一部改正

第4条 上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと思います。

附則第16項は、上富良野町税条例の一部改正の附則第22条の2と同様に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

ご承認いただきますよう、よろしくお申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第1号上富良野西小学校体育館耐震改修工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします。

本件については、佐川典子君に直接の利害のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、佐川典子君の退場を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま、上程いただきました、議案第1号上富良野西小学校体育館耐震改修工事（建築主体工事）請負契約締結の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本工事は、旧耐震基準に基づいて昭和45年度に建設、供用した上富良野西小学校校体育館について、平成22年度に行った耐震診断の結果、耐震判定指標値を満たさず、「倒壊の危険性があるので補強が必要な建造物」と判定されたため、鉄骨造、1階建て、延べ床面積710平方メートルについて、所要の補強改修工事を行うものとなっております。

入札に当たりましては、町内業者による単体及び経常共同企業体の5事業体を指名いたしまして、4月16日に入札を行った結果、佐川・木津経常共同企業体が1億1,980万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の1億2,579万円になっており、落札率につきましては97.45%でした。

参考までに、2番札は黄田・創成経常共同企業体の1億2,190万円でございました。

以下、議案を朗読し提案といたします。

議案第1号、上富良野西小学校校体育館耐震改修工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

上富良野西小学校校体育館耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野西小学校校体育館耐震改修工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億2,579万円。

4、契約の相手方、佐川・木津経常共同企業体、代表者、上富良野町栄町2丁目5番3号、株式会社佐川建設、代表取締役、佐川泰正、構成員、上富良野町大町1丁目8番7号、有限会社木津建設、代表取締役、木津雅文。

5、工期、契約の日から平成24年11月30日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

4番、米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。まず、第一点目には地震に耐えるような補強をするという形になっておりますが、従来と補強される部分にお伺いしますが、屋根とか鉄骨の強度を高める形の支えだとか、あるいは基礎部分だとか、どういった部分が補強されていくのか、その点。それと西小学校校体育館ガラスありまして、側面については、壁で遮断とする方向で、裏口の入り口のほうはガラスがあるという形で、万が一

ガラスが地震等によって飛散するというのも考えられますので、そういったところの対策等はどのようにされているのかということをお伺いしておきたいと思います。

次にお伺いしたいのは、ダクトについては、従来の施設を暖房については、使う形だったと思います。現状のダクトを使って暖房を体育館に引き入れるとなると、また、新たな能力の高いものが必要になるのか。その部分が分からないのでお伺いします。付帯工事等については、暖房関係だとか省エネタイプの電気系統も導入されるかと思いますが、そういった部分はどのようなふうに従来と変わるのか。この点、さらに企業体という形のなかでジョイントになるかと思いますが、比率等があると思いますが、それぞれ企業体によって決められるかと思いますが、そういったところについて分かればお伺いします。最後にお伺いしたいのは、万が一工事等において完成した後、何らかの要因で不具合が生じたという場合、当然起こり得るといふふうに思います。そういった場合の瑕疵規定におけるメンテナンス等の規定等については、どのような契約内容になっているのか、こういった部分もお伺いしときたいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。まず、対策の概要についてでございますけれども、耐震診断の際に弱い部分的に発見されておりまして、この主な部分につきましては、屋根の梁の鉄骨構造の一部に応力に対する耐力が不足している部分がございます。その部分を取り換え補強するという形になってございます。同時に床の下の部分についても、その梁を支える構造体にやっぱり弱点がございます。床は下の部分の一部施工を計画してございます。あと、外周部窓がずっと配置されてございますけれども、一時取り取りのための窓を多く配置するという構造物のはやった時期がございますけれども、現在、あのような構造が耐震性能を若干落とすという内容がございますので、その配置を一部改善するという内容を計画してございます。あと、暖房系統でございます。暖房につきましては、現在、集中暖房のダクト排気を行っておらず、個別の暖房機四隅に配置された暖房機を用いて、暖房を取っております。この暖房機自体はまだ、耐用年数がございますので、基本的にはそのまま使うということで、今回の工事内容となっております。あと、電気関係ステージの電気回りの音響設備も合わせて一部改修するという内容になってございます。あと、共同企業体の出資比率の関係でございますけれども、佐川建設が60パーセント、木津建設側が40パーセントとなっております。

以上でございます。

失礼いたしました、工事後のメンテナンス、その他の問題につきましては、一応設計に基づいて行う工事でございます。設計に基づいた完了部分については、本体の施工の瑕疵によるのか、設計の瑕疵によるのか、そこら辺の問題が生じるかと思えますけれども、通常の契約予定の内容につきましては、明らかに施工側の責任ある瑕疵部分については、当然のことながら担保するという形態になってございます。ただ、設計に基づくものが、もし発生した場合については、別途の補償措置を何らかの、三者の協議になるかと思えますけれども、図らなければならぬと考えております。以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございますか。なければこれをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます、よって本件は、原案のとおり可決されました。

佐川典子君の入場を許します。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君） これにて、平成24年第2回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前9時22分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 4 年 4 月 1 9 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 岡 本 康 裕

署 名 議 員 長谷川 徳 行